

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

(8) 医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	職員数	うち暫定再	(人)	(%)	段階
1級	1 診療放射線技師の職務 2 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 3 栄養士の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の職務（以下「歯科衛生士等」という。）の職務						114	15.3%	技師級
2級	1 獣医師の職務 2 薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務	114	15.3%	薬剤師	5				
				獣医師	26	1			
				栄養士	8				
				管理栄養士	52				
				診療放射線技師	1				
				歯科衛生士	2				
				作業療法士	2				
				言語聴覚士	3				
				臨床検査技師	13				
				学校栄養職員	2				
3級	専門員の職務	56	7.5%	専門員	46		164	22.0%	主任級
				医療検査専門員	9				
				主査	1				
4級	特に困難な業務を処理する専門員の職務	108	14.5%	専門員	84	13			
				理療専門員	8	1			
				医療検査専門員	14	4			
				指導専門員	1				
				主査	1				
5級	1 薬局長の職務 2 係長又は主査の職務 3 指導専門員の職務	315	42.3%	指導専門員	83		315	42.3%	係長級
				指導理療専門員	22				
				指導医療検査専門員	10				
				係長	76	2			
				主査	118	6			
				企画主幹	4	1			
				旭川子ども総合療育センター課長	1				
				旭川子ども総合療育センター薬局長	1				
6級	1 本庁の課長補佐又は主幹の職務 2 総合振興局又は振興局の課長の職務 3 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務	119	16.0%	調整幹	6		119	16.0%	課長補佐級
				課長補佐	6				
				主幹	4				
				総合振興局等の課長	74	1			
				技術主幹	9	1			
				家畜保健衛生所等の次長	15	1			
				室長	5				
7級	家畜保健衛生所の長又は特に困難な業務を処理する家畜保健衛生所の次長の職務	22	3.0%	家畜保健衛生所等の長	15		32	4.3%	課長級
				家畜保健衛生所等の次長	7				
8級	1 本庁の課長の職務 2 特に困難な業務を処理する家畜保健衛生所の長の職務	10	1.3%	本庁の課長	3				
				家畜保健衛生所等の長	7				
合 計		744	100.0%						

備考 (1) 「うち暫定再」とは、地方公務員法改正附則（令和3年6月11日法律第63号）第4条第1項で規定する暫定再任用職員。

(2) この表の職員数欄には、次の表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員等及び技能労務職員の人数は含まない。

○ 定年前再任用短時間勤務職員等の職員数

等級	職 名	職員数
4級	専門員	11
	医療検査専門員	2
計		13